

2021.5.14

学芸員論議の方向性と WG の今後の検討課題について

浜田弘明

1 博物館士（新制度）について

「博物館士」の新名称制度について、社会教育法や図書館法など他の法制度との関係を踏まえ、「称号」としての実現の可能性について、事務局からご提示いただく必要があると考えます。

社会教育主事資格を前提とした「社会教育士」の場合と、今回論議の「博物館士」の資格取得の方向性が異なるように思われ、少ない単位での資格付与は可能なかどうかについて、事務局から示されないと同じ論議を繰り返す心配があります。法改正というよりも、省令レベルあるいは、第三者機関による新資格という方向性が現実的のように思われます。

もし、少ない単位で設けられる資格制度が実現されるのであれば、学芸員資格からさらに門戸を広げ、大学のみならず、短期大学士・準学士・専門士・高度専門士も対象とした、幅広いものとするのが望まれます。

2 学芸員補（第 6 条関係）について

学芸員補については、「大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する」という条文は、資格制度としては今日的ではないと思われ、見直しが必要であると考えます。

この条文がなくなると困る現場もあるという話は承知していますが、「学芸員補」は各自治体等の発令行為によって任意になされるケースが多く、現実的に大きな支障となることはないように思われます。

資格制度として「学芸員補」を残すのであれば、博物館学を学んで取得すべきものと考えます。その場合、短期大学士のほか、専門学校の専門士・高度専門士も対象とすると、飼育員等にも適用できるのではないかと考えます。

3 学芸員の上級資格（第 4 条・5 条関係）について

「学芸員」という資格制度の中で、法的に「上級資格」を新設することが、現実問題として可能かどうかの方向性を、事務局からご提示いただくことが必要であると考えます。

現行の「学芸員」制度に、法律で上級資格を位置づける必要性は果たしてあるのかということに加え、博物館現場や学芸員養成大学の支持が果たして得られるかということを考えると、厳しいように思われます。

認証アーキビスト（国立公文書館）や、認定司書（日本図書館協会）のように、法の外に位置づけ、実務経験を踏まえた第三者機関等による認定制度とするのが妥当と考えます。

4 学芸員の研修制度（第7条関係）について

研修制度についても、社会教育法や教育公務員特例法などを照らしながら強化する必要があると考えます。研修制度の強化については、多くの自治体や小規模館では、財政難や人員不足を背景に、出張を伴う学芸員の研修会への出席に消極的なケースがあるため、業務の多様化・高度化に対応する上でも、それを法的に保証する意義はあると考えます。

また、新認証制度等に対応するため、博物館事務を担当する職員を対象とした研修の充実も欠くことができないと考えます。

5 学芸員の職務（第4条4項）について

学芸員の職務について、「研究」は言うまでもなく重要なものですが、社会教育機関の職員でありながら「教育」が含まれていないことに違和感を覚えます。とくに、地域博物館では、教育・普及に関する職務は重要なので、その必要性を感じます。

6 今後の検討事項等について

WGで検討した技術的・具体的内容について、博物館部会では大所・高所の観点から論議の方向性をチェックしてもらうなど、部会とWGの役割分担を明確化して論議が進められたらと思います。

WGは今回で、登録制度について2.5回、学芸員制度について2.5回論議したことになるので、今後、改正すべき条文の確認を行う作業も必要と思われる。

7 条文の具体的改正について

これまでの論議から、現行の博物館法にある第5章の相当施設制度は廃止し、第2章の登録制度の中で見直しを図ることになると考えます。また、第3章の公立博物館と第4章の私立博物館という区分についても見直しの必要が出てきており、国立博物館の章を設けるか、あるいは指定管理者制度等を踏まえ、従来の設置者区分ではなく運営者等による区分も検討する必要があるかもしれません。

そのほか個人的には、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する条文（前文または第1条を想定）が設けられないかと考えています。

8 各団体へのヒアリングについて

第6回以降のWGでは、関係諸団体から話を聞かせていただき、博物館に共通する社会的意義や目的などを見出し、新しい博物館像や定義付け（第2条関係）を考えることができたらと思っています。

以上